

条例第 33 号

宇和島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 26 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

宇和島市税賦課徴収条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）・（2）（略） （3）<u>所得税法第78条第2項第2号及び第3号</u>に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の</u>	（寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）・（2）（略） （3）<u>所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金</u><u>及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条</u>

18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。） ア 愛媛県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金（当該法人の設立前においてされる寄附金を含む。） <u>イ 愛媛県知事又は愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> _____ _____ _____ ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらに類するものとして規則で定める寄附金<u>又は金銭</u> 2 （略）	の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。） ア 愛媛県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金（当該法人の設立前においてされる寄附金を含む。） <u>イ 公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいい、愛媛県知事が行政庁であるものに限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなものを除く。）</u> ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらに類するものとして規則で定める寄附金_____ 2 （略）
--	--

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における第1条の規定による改正後の宇和島市税賦課徴収条例第34条の7第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」と、同号イ中「公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいい、愛媛県知事が行政庁であるものに限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなものを除く。）」とあるのは「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第2条第2項に規定する旧法公益信託（愛媛県知事又は愛媛県教育委員会の所管に属するものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭」とする。